

わごころケアセンター（訪問看護） 訪問看護利用料金表【介護保険】

令和 3 年 4 月 1 日現在

※国の指針により令和3年9月30日までは0.1%上乗せ

1.訪問看護サービス内容

地域加算

6級地

10.42

【看護師による訪問看護】		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護   1	20分未満	313単位	326円	652円	978円
訪問看護   2	30分未満	470単位	489円	979円	1469円
訪問看護   3	30分以上60分未満	821単位	855円	1710円	2566円
訪問看護   4	60分以上90分未満	1125単位	1172円	2344円	3516円
【理学療法士等による訪問看護】		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護   5	1回20分	293単位	305円	610円	915円
	2回40分	586単位	610円	1221円	1831円
訪問看護   5超	3回60分	791単位	824円	1648円	2472円

2.介護予防訪問看護サービス内容

【看護師による訪問看護】		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護   1	20分未満	302単位	314円	629円	944円
訪問看護   2	30分未満	450単位	468円	937円	1406円
訪問看護   3	30分以上60分未満	792単位	825円	1650円	2475円
訪問看護   4	60分以上90分未満	1087単位	1132円	2265円	3397円
【理学療法士等による訪問看護】		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護   5	1回20分	283単位	294円	589円	884円
	2回40分	566単位	589円	1179円	1769円

3.加算

【加算内容】		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初回のみ	300単位	312円	625円	937円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1回ごとに	6単位	6円	12円	18円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	1回ごとに	3単位	3円	6円	9円
退院時共同指導加算	1回につき	600単位	625円	1250円	1875円
緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	598円	1196円	1794円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	500単位	521円	1042円	1563円
特別管理加算（Ⅱ）	1月につき	250単位	260円	521円	781円
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）は訪問看護費の25%増				
深夜加算	深夜（22時～6時）は訪問看護費の50%増				
複数名訪問加算 （看護師と看護師等）	30分未満	254単位	264円	529円	794円
	30分以上	402単位	418円	837円	1256円
複数名訪問加算 （看護師と看護補助者）	30分未満	201単位	209円	418円	628円
	30分以上	317単位	330円	660円	990円
長時間訪問看護加算	90分以上1回	300単位	312円	625円	937円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2000単位	2084円	4168円	6252円
看護介護連携強化加算	1回につき	250単位	260円	521円	781円
◆キャンセル料金	1回につき	2,000円			
◆死後処置料		15,000円（材料費は別途）			

#### 4.加算について

(1) **サービス提供体制加算**：下記の①～④に適合している事業所に算定されます。

- ①すべての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修（外部における研修も含む）を実施または実施を予定している事
- ②利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定訪問看護事業所における看護師の技術指導を目的とした会議が定期的開催されている事
- ③すべての看護師に対し、健康診断を定期的実施する事
- ④看護師の総数のうち、勤続年数7年以上（Ⅰ）3年以上（Ⅱ）のもの占める割合が100分の30以上である事

(2) **緊急時訪問看護加算**：24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問します。契約を頂く方には専用の電話番号をお知らせします。計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算が付きます。

(3) **ターミナルケア加算**：ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも安心して楽にお過ごし頂けるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝い致します。死亡日を含む15日以内に2回の訪問看護を実施していること。終末期ケアの支援体制について、主治医との連携のもと、連絡先、緊急時の注意事項等について、ご利用者、ご家族等に対して説明を行い、同意を得ます。ご不明な点は担当看護師にご相談ください。

(4) **複数名訪問加算**：下記の方が対象となり、ご利用者の同意を得て算定します。

- ①利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

(5) **初回加算**：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

**退院時共同指導加算**：病院や老人保健施設に入院・入所中の方が退院又は退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に算定します。

(6) **看護・介護連携強化加算**：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問看護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

(7) **看護体制強化加算（Ⅱ）**：下記①～③に適合している事業所に算定されます。

- ①算定日が属する月の前6月間において、事業所における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である事
- ②算定日が属する月の前6月間において、事業所における利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である事
- ③算定日が属する月の前12月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上である事